

明恵上人と九條兼実

坂 東 性 純

一 兼実と法然

後鳥羽天皇に摂取・関白として仕えた九條兼実は、晩年、法然上人に帰依したことは広く知られている。法然上人の『選択本願念仏集』は、兼実の要請を受けたことが、その選述の直接の契機をなしたと言われている。兼実は晩年法然を戒師として屢々受戒しており、死去の五年前には、法然のもとで出家さえしている。その時、兼実は「円証」という法名を授けている。また、兼実の娘・宜秋門院任子は、十八歳のとき、後鳥羽天皇の中宮として入内しているが、建久七年(一一九六)、父兼実の関白辞任に際し、宮中を出て、父親と共に九条の月輪殿に移り住んだ。その前年、建久六年(一一九五)の八月、二十一歳で皇女(昇子)を出産したが、男子でなかったことは、父兼実をいたく失望させた。このことは、兼実が政界を失脚する一因ともなったといわれている。文治四年(一一八八)の二月二十日、すなわち、四十歳を迎えた

摂政・兼実は、前途にすべての希望を託していた長男の内大臣・良通を喪い、失意のどん底につき落された。その時、良通は二十二歳の若さであった。このことが兼実の心に与えた打撃の大きさは察するに余りあるものがある。翌年の文治五年(一一八九)の八月一日には、兼実は、法然と法文および往生の業を語り合っている。政界の頂上に登りつめた身でありながら、後世の問題が急に身近に感ぜられるようになったに違いない。同月八日には、兼実は早速法然からはじめて戒を受けているが、建仁二年(一一二〇)正月二十七日、夫人の四十九日に当って法然のもとで出家するまで、何回となく法然から受戒している。兼実は生来蒲柳の質であつたらしく、ことに晩年には屢々灸をはじめとさまざまな医療や、治病のための修法を受けたことが、その日記(『玉葉』)の随処に記されている。兼実の晩年の精神的な不安が、この身体的不調と密接な繋がりをもつものであつたであろうことは確かである。娘の宜秋門院も、父兼実と共に、屢々法然か

ら受戒しているが、それを、父と同じく、息災・治病上の効験を期待して受ける修法の一種と見做していたふしがある。

そもそも受戒と同時に授かるといわれている目に見えぬ戒体は、防非・止悪のはたらきをもつとされ、その性格は、天台宗の円頓戒では「仮色」(実体のごときもの)と受けとられている。小乗仏教では、戒体は受戒後、死後までは存続しないとするのに対し、大乘仏教では、一たび得れば、永久に失われることはない(「一得永不失」とされている。したがって、本来、受戒はたび重ねて行われる必要の全くないものである。しかるに、兼実・任子の父娘は法然からくり返し受戒し、法然も、要請のあるたびに断つた様子は些かも見られない。恐らく法然としては、相手の要請の背景や動機を十分心得た上で、授戒をくり返し行っていたことは確かである。ここに専修念仏唱道者としての法然の多面的な宗教活動の一面が明らかに看取される。

さらに、兼実は五十三歳のとき、三十五年の永きにわたって連れ添った最愛の夫人の死に出遭う。これは関白を辞してから五年目にあたり、その悲歎がかなり深いものであったであろうことは、この夫人死去の四十九日を期して、出家に踏みきったことからよく察せられる。そしてこの頃から健康の方は急激に衰えを見せはじめ、これ以後はずっと病床に親しむようになった。兼実の日記『玉葉』は、五十五歳の建仁

三年(一一〇三)までで跡絶えているが、兼実はそれから四年後、法然上人が四国へ流罪となった承元元年(一一〇七)の四月はじめ、すなわち、流罪の一ヶ月後に五十九歳で死去している。この時の模様は、慈円の著わした『愚管抄』に簡略に記されている。死去の直接の契機は、師法然との別離の悲しみと気落ちにあったことは確かである。

二 兼実と明恵

ところが兼実は、その死去の前年の建永元年(一一〇六)の十一月廿日から廿六日迄の一週間に亘って明恵上人を九条の月輪殿に招いて、真言の修法を受けていたのである。すなわち、明恵の『夢記』(第八篇の七以下)には、次のような記載が見られる。

(A) 建永元年十一月、自院賜_二神護寺内柳尾別所_一、名曰_二十无尽院_一、同廿七日移_二往彼所_一、但同廿日ヨリ、依_二法性寺禪定殿下之仰_一、於_二彼御殿中_一、一七ヶ日、令_二動修宝篋各供_一、同廿六日結願云々、同廿七日登山、住_二此院_一……

明恵は、六十年に亘る生涯のうち、十九歳から五十九歳までのおよそ四十年間『夢記』を断続的にはあるが書き続けたことはよく知られている。この『夢記』の存在は、明恵にとつて夢が現実とは優るとも劣らぬ重要性をもっていたことを示すと同時に、両者が常に密接に係わり合いながら、明恵

の宗教的人格を形成していたことを示唆している。夢とは睡眠や三昧中に見た経験をさし、中には文字通りとりとめもないと思われるものもあるが、明恵が記録していることは、本人がそれらを記す価値ありと見做していた証拠であろう。事実それらのうちの幾つかは、自分で分析して意味を探っている。しかし、夢とは呼ばれるものの、現実の体験をも同時に記していることは注目に値する。この『夢記』の記述は、恐らく現実の出来ごとと思われる。

しかしながら、他方において、明恵が兼実邸に招かれて、そこで別の修法を行った記録が、明恵の高弟の一人・義林房喜海が著わした明恵の伝記の一つ漢文『高山寺明恵上人行状』（巻中、上山本及び報恩院本）にも左の如く記されている。すなわち、

(B) 建永元年丙寅十一月・高尾一院梅尾・被レ下二後鳥羽院一・宣賜レ之一・占三此処二興一隆華嚴宗二号一高山寺一

同十二月比・依二月輪禪定殿下懇切仰一・勤三行二星供七ヶ日一・始二兩三度上人自被レ修レ之一・靈典勤三承二仕一役一候二二一間外・至三蠟燭二冠一限二欲レ入三道場一之時二從一北方空中二不拘一牆壁一・貴客十余人戴三宝冠二者一・白服一・親二現一道場一・後日見二北斗一凶像一不レ異二被レ寐一・北斗七星降臨其驗二已一新一・自二其一以後令二他人修レ之一

この二つの記述はさまざまな問題を孕んでいる。幾つかの

異同が認められるが、相互に非常に似通っており、あるいは同一のできごとが二様に伝えられているのではないかとも思われるが、果してこの点をどのように判断すべきであろうか。

そこで仮に『夢記』の記載を(A)とし、『行状』の記述をば(B)と略称することにしよう。

先づ、両者は建永元年のできごととされる点は同じであるが、月が異っており、Aは「十一月の廿日から廿六日までの一七ヶ日」と月日の限定は明確であるが、Bは「十二月比、七ヶ日」とあるのみで、月も日も明確でない。これは、(A)が『夢記』とはいえ、内容は明恵の現実生活の記録の一端を示すものと思われるし、何よりも明恵自身の記録たる点に、より重要性を帯び、一層の直接性をもっていると言うことができる。これに反して(B)は、弟子喜海の記すところであり、間接的な資料である。また行った修法も、(A)は「宝篋各(宝楼閣)供」とし、(B)は「星供」と伝えられている。また(A)は、明恵の従者には触れず、(B)では、靈典の名を挙げてゐる。招待者に関しては、(A)では「依二法性寺禪定殿下之仰一」と記し、(B)には「依二月輪禪定殿下懇切仰一」とあるので、九條兼実であり、場所も東福寺の東北に位した月輪殿であったことは間違いない。また(A)には全く触れていない北斗七星降臨の奇瑞が(B)に記されていること

は、(B)には随行した靈典あるいは、記述者喜海の側の主観が混入していることを示している。また(A)は、単に「宝妻各供」なる修法を一七ヶ日の間修したという客観的記述のみであるに反し、(B)は明恵の他に靈典も参加した模様を伝えており、北斗七星降臨の奇瑞の描写とも相俟って、単なる客観描写の域を逸脱している。

このできごとを招待者たる兼実の側から確かめる手だては、差当り無きに等しい。というのは、兼実の日記『玉葉』は、正治二年(一一〇〇)の十二月二十九日(兼実五十二歳)で終っており、このできごととは、これより六年後の建永元年(一一二〇)のことであるからである。この建永元年という年は、いわゆる念仏停止の令の出た「承元の法難」のあった前の年、したがって兼実の死去の前年、にあたり、この年の七月には、法然は大谷を出て小松殿に移っている。この年、法然は七十四歳、兼実は五十八歳、明恵(それに任子・親鸞もまた)三十四歳であった。また、この年のはじめ三月七日には、兼実の次男で、土御門天皇の摂政であった良経が、三十八歳の若さで急逝している。これは、兼実の生涯においては、翌年の法然上人流罪という大きな精神的打撃を蒙る直前に受けた一大ショックであったに違いない。したがって、この建永元年という年は、晩年の兼実にとつては、心身共に疲労困憊し、生命力も極度に衰え、氣息奄々たる時期であった

のである。つまり、兼実が後に師・法然の厳しい批判者となる明恵を招いて自邸で一週間にわたる真言の修法を行なったのは、このような状況の下においてであった。

『勅修御伝』は、法然のもとで出家した兼実を篤信の専修念仏者として描いている。しかし、実際のところ、兼実が法然の教化によって、専修念仏の教えの奥旨を理解していたとは到底思われない。兼実の信仰もやはり、平安期の雑修的な宗教的慣習の圏外にはあり得なかつたのであろう。すなわち、兼実の直接、間接に縁を結んだ信仰は、北斗・不動・春日明神・弥陀如来と多彩なものがあつた。その範囲は仏教各宗や神道・民間神仰にわたり、さながら平安的仏教信仰の縮図といった感がある。それに加えて、兼実の一族は、洛内はもとより、南都・北嶺の主要な寺社に分散して、要職を占めてもいたのである。

以上のごとく、法然と密接な師弟関係にあつた兼実が、死去の前年、明恵を自邸に招いて、一週間に亘り真言の修法を行ったことは、専修念仏の立場からは意外な事実には違いない。しかしながら、当時の貴族階級一般の信仰のあり方を勘考すれば、さして驚くべき事ではないかも知れぬ。

ところでこの修法に関する二つの記述に関しては、明恵自身の『夢記』の信憑性の方がより高いと見なければならぬことは無論であるが、『星供次第』(昭五四・一・廿一刊)の著

者、岡山の真言宗正通寺住職・稻谷祐宣師によれば、A・Bは共に真実としてよいであろうと言われる。何となれば「宝楼閣供」「星供」は共に一日に行う場合もあり得る性格のもので、これらは、共に厄除け（除災招福）のために修せられるからであるとの事。稻谷師は、Aの「令_レ勤修……」の表現、Bの「始_レ両三度上人自_レ被_レ修_レ之」よりして、始めの二、三座（一座の所要時間は、凡そ二時間半程との事）のみ上人が親修され、残りは弟子に委せたと考えられる、と言われる。もし稻谷師の言われる通りであったとすれば、これはAかBかの問題ではなく、記述の具略の問題であるということになるであろう。その場合は、Aの「十一月」、Bの「十二月比」は、前後の関係より、Aの「十一月」の方が事実であったとすべきであろう。因みに『夢記』全体を通じて、「星供」や「北斗法」の言葉は一語も用いられていないことが注意せられる。

尚、明恵と兼実を結びつけた因縁は、恐らく後鳥羽院ではなかつたかと思われる。兼実は後鳥羽帝の摂政を六年、関白を五年つとめており、明恵は、その後鳥羽院の院宣により、高山寺の地を賜ったり、東大寺尊勝院の学頭に任せられたり、また、賀茂の別邸を賜ったりした程信任が厚かつたからである。明恵と兼実の結びつきはこれに留らず、後に、兼実の孫・道家は明恵の晩年廿七年間師事し、通家夫人の両親は

共に明恵に得度を受けるに至つた程の発展を見せた。

1 『昭和新修法然上人全集』三五〇頁。

……而今不_レ凶蒙_レ仰。辞謝_ニ無_レ地。仍今慈集_ニ念仏要文_一。剩述_ニ念仏要義_一。唯願_ニ命旨_一不_レ顧_ニ不_レ敏_一。是即無愧之甚也。庶幾_ニ一經_一高覽_ニ之後_一。埋_ニ于壁底_一莫_レ遺_ニ窓前_一。（傍点筆者）（『選択本願念仏集』末尾の文）

『真宗聖教全書』二・二〇二頁。

『選択本願念仏集』者、依_ニ禪定博陸_一（月輪殿兼実法名円照）之教命_ニ所_レ令_ニ撰集_一也。（『教行信証』後序）

2 兼実の法然からの受戒は『玉葉』中の左の年時に見られる。
『玉葉』（卷三）国書双書刊行会編（昭和五十四年三月八日発行）五五〇頁―九三〇頁

文治五年（一一八九）八月八日。建久元年（一一九〇）七月廿三日。建久二年（一一九一）七月廿八日。同八月廿一日。同十月六日。建久三年（一一九二）八月八日。建久八年（一一九七）三月廿日、等。

3 『愚管抄』巻第六。（『日本古典文学大系』86・二八〇頁）

このことに関し、令弟慈因は次のように述べている。
コノ年八月八日、中宮御座トノソリケリ。イカバカリカハ、御祈前代ニモスギタリケリ。サレド皇女ヲウミマイラセラレテ、殿ハ口ヲシクヲボシケリ。

4 『玉葉』巻五十三、文治四年二月廿日の条。

……年齢僅廿二、雖_レ云_ニ儒士_一、勤学難_レ及_ニ者歟_一、国家棟梁、末代之重臣也。……今遭_ニ此喪_一、誠是家之尽也。運之拙也、惜而猶可_レ惜、悲而猶可_レ悲、非_ニ言語之所_レ及_一、非_ニ筆端之可_レ記_一、於_レ今者永絶_ニ一生之希望_一、偏期_ニ九品之託生_一、……

5 『玉葉』巻六十一、建久二年九月廿九日の条。

……此日、請_ニ法然房上人源空_一、中宮有_ニ御受戒事_一、先例如_レ此上人、強_レ不_レ參_ニ貴所_一之由、有_ニ傾輩_一云々、是不_レ知_ニ案

内^二也、受戒者、是事不^二聊爾、以^二三伝受人^一可^レ為^レ師、而近代、名僧等、一切不^レ知^二戒律事^一、禪仁、忠尋等之時まては、名僧等、皆好^二授戒^一、自^レ其以後都無^二此事^一、近代上人皆学^二此道^一、又有^二効験^一、仍不^レ願^二傍難^一、所^レ請用^一也、……(傍点筆者)

6 『愚管抄』卷第六。(右『大系』二九六頁)

サテ九条殿ハ、念仏ノ事ヲ法然上人ススメ申^{まじ}シヨバ信ジテ、ソレヲ戒師ニテ出家ナドセラレニシカバ、仲国ガ妻ノ事アサマシガリ、法然ガ事ナドナゲキテ、其建永二年ノ四月五日、久シク病ニネテ起居モ心ニカナハズ、臨終ハヨクテウセニケリ。

7 『高山寺資料叢書』第七冊・『明恵上人資料』第二・一三〇頁。

8 ここには報恩院本からの引用を記す。上山本との異同は、この箇処に關する限り、僅少であり、大差はない。(一例、上山本「至^テ獵燭冠限^ニ」・報恩院本「至^テ蠟燭冠限^ニ」)

9 『高山寺明恵上人行状』卷中・『明恵上人資料』第一・一九三頁。

村上素道氏は、この兩種の修法が、十一月と十二月の二度に亘つて行われた別のできごとと解しておられる。(同氏著『梶尾山高山寺・明恵上人』六十七頁)。この点に關しては、中野達慧氏も同様である。(同氏著『明恵上人とその師資』『密教研究』四二・五四―五五頁)。ところが奥田勲氏は、この二つの修法は、実は同一の出来ごとであり、明恵上人自身『夢記』中の宝楼閣供のみが行われたとすべきであると言われている。そして、この事実を裏づける資料として、現存の『大宝廣博楼閣善住秘密陀羅尼經』の卷末に明恵上人が記しとどめている識語を挙げておられる。同氏著『明恵——遍歴と夢——』(六八一―六九頁)。

10 『法然上人伝全集』二二八頁。「法然上人行状繪図」第三十

明恵上人と九條兼実(坂 東)

三。

去季建永元年三月七日、後の京極殿、にはかにかくれさせ給き。御としわづかに三十八にぞなり給ける。これにつきていよいよ今生の事をおぼしめしめて、ひとすぢに後生菩提の御いとなみなり。

11 『明月記』建永元年五月十二日の条。

……参法性寺殿、此十余日御惱、殊令痛御身給事過去年云々、……六月七日の条。……入九条、着狩衣参女院御堂、法性寺殿以丹州被仰出、病已獲鱗、不能物語之由、小时退出、……六月二十七日の条。

12 『法然上人伝全集』二〇五―二〇七頁。「法然上人行状繪図」第三十一卷。

天晴、日出以前参法性寺殿、召入南面簾中、隔障子蒙仰、御音事外庭、故殿御事多被仰、落涙難禁、又賜瓜、早可行由被仰、取之出簾外食了、取置西縁退出、……
延曆寺 慈円(弟)・良尋(子)・良快(子)
三井寺 道円(弟)
興福寺 良円(子)
醍醐寺 良海(子)
仁和寺 良恵(子)

(大谷大学教授)